

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当の届出をお忘れなく

## 児童扶養手当

- **対象** 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている家庭や、父または母に一定の障がいがあり、子どもを育てている家庭など
- **支給期間** 18歳になった年の年度末まで(一定の障がいがある児童は20歳未満)
- **申込** 【新規の方】随時 【受給中の方】8月30日(金)までに現況届を役場町民健康課に提出

## 2019年度 臨時・特別措置給付金

- **対象** 下記①～③の要件をすべて満たす方  
①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母 ②基準日(2019年10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方 ③基準日(2019年10月31日)において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方
- **支給額** 17,500円
- **申請期間** 8月1日(木)～12月27日(金)
- **支給時期** 原則として、2020年1月

## 特別児童扶養手当

- **対象** 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている家庭など
- **申込** 【新規の方】随時 【受給中の方】8月13日(火)～9月10日(火)までに所得状況届を役場町民健康課に提出

## 「臨時・特別給付金」の振込み詐欺や個人情報の詐取にご注意を!

- **注意①** 都道府県・市町村や厚生労働省の職員などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- **注意②** ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- **注意③** 都道府県・市町村や厚生労働省の職員などが、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」を支給するために、手数料の振込みを求めると等は絶対にありません。不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、最寄の警察署または、警察相談専用電話(#9110)にご相談ください。

## お忘れなく「児童手当現況届」

受給資格の確認のため、児童手当を受給している方は、現況届の提出が必要です。該当者には5月下旬に届出等を郵送しています。まだ、届出をお済みでない方は、早めにご提出をお願いします。

提出されないと、6月以降の手当が支給されませんので、ご注意ください。

なお、児童手当から給食費等の引き落としをご希望される方は、下記までお申し出ください。

- **問合せ**：役場町民健康課 ☎ 296-5891

## 国民健康保険税の軽減措置を受けるには「世帯全員の所得申告」が必要です

国民健康保険税の軽減を受ける場合は、16歳以上の世帯全員の所得申告が必要です。令和元年度(平成30年中所得)の申告をされていない方は、平成30年中の所得がわかるものと本人確認ができる書類・印鑑をお持ちになり、役場税務会計課で所得の申告をしてください。

なお、国民健康保険加入世帯で未申告の方(16歳以上の方)がいると、所得の確認ができず、軽減措置が受けられません。正しい算定のためにも所得の申告をお願いします。

- **申告の必要な方** 配偶者や16歳以上の被扶養者の方(世帯主の申告での扶養控除該当者を含む)、所得が少額の方、所得がない方 等
- **申告の必要がない方** 公的年金を受給されている方
- **問合せ** 役場税務会計課 賦課担当 ☎ 296-5892

## 令和元年度 限度額適用認定証の申請を受け付けています

入院や通院等で高額な医療費が見込まれる場合、事前に申請をして認められると窓口での自己負担額が世帯ごとの限度額までになる「限度額適用認定証」が発行されます。

限度額適用認定証は所得区分の判定が必要なため、毎年7月31日で有効期限が切れ、現在お持ちの方も8月1日以降に再度申請が必要になります。

申請を希望される方は役場町民健康課窓口でお手続きをお願いします。

- **必要なもの** 被保険者証・認印・住民税非課税世帯の方で過去12か月以内に計90日以上入院している場合はその領収書
- **問合せ** 町民健康課 保険年金担当 ☎ 296-5891

# 幼児教育・保育の無償化の手続きについて

10月からの教育・保育の無償化については、現行の「子どものための教育・保育支給認定」を受けている方（既に保育所、認定こども園等に入園されている方）の手続きは不要ですが、それ以外の園を利用している方、または預かり保育や認可外保育等を利用されている方は、別途手続きが必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

■問合せ 【①に関する事】教育委員会事務局 ☎ 296-1227 【②・③に関する事】長寿福祉課 ☎ 296-1241 【その他施設】町民健康課 ☎ 296-5891

0～2歳 (住民税非課税世帯)	専業主婦(夫) 家庭等(教育認定を含む)	就労などで保育を必要とする家族(保育認定)
保育所	—	—
認定こども園	—	—
地域型保育事業	—	—
② 障がい児通園施設	無償化対象外	
認定外保育施設等(他園を利用していない場合) ※2	無償化対象外 ※1	手続きが必要

3～5歳	専業主婦(夫) 家庭等(教育認定を含む)	就労などで保育を必要とする家族(保育認定)
保育所	—	—
① 私立幼稚園 ③ 特別支援学校幼稚園部	手続きが必要	
① 町立鳩山幼稚園	—	—
認定こども園	—	
預かり保育(町立幼稚園・認定こども園等の利用者)	無償化対象外 ※1	—
② 障がい児通園施設	—	
認定外保育施設等(他園を利用していない場合) ※2	無償化対象外 ※1	—

※1 町立鳩山幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由(就労等)に該当することが必要です。  
 ※2 認可外保育施設、一時預かり保育、病児保育等が含まれます。

## 地域みんなで「見守りはとネット」

## あなたの「気づき」が誰かを救うきっかけに

町では、平成22年度から「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」(愛称「見守りはとネット」)を設置し、高齢者、障がい者、子どもなどの見守り活動を地域全体で行っています。

「見守りはとネット」は、見守る人・見守られる人を特定しない形の見守り活動です。現在、構成・協力団体は49団体で、公共機関や任意団体、民間事業者まで、さまざまな団体で構成されています。特別な見守りが必要という情報が寄せられた場合には、関係機関が集まって個別ケース検討会議を開催し、必要な支援を行っています。

発足以来の9年間で、延べ1,049件の連絡が寄せられています(右表参照)。連絡により、見守りが必要となる方を発見することができ、継続的な支援を行っているケースもあります。

### 平成22～30年度「見守りはとネット」の実績

連絡のあった内容	小計	合計
高齢者に関する事	472	1,049
障がい者に関する事	197	
子どもに関する事	251	
その他(※近隣トラブル等)	129	
ケース会議		47

今後も、見守りの目を増やし、児童虐待や高齢者などの孤立を防ぎ、安心して暮らせる地域をつくっていくため、皆さんのご協力をお願いします。

また、夏期は熱中症になる危険性が高まります。皆さんも、地域での声かけ、見守りの際には気にかけていただくようお願いします。

■問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1241

### 地域での「ちょっと気になること」がありましたら下記まで連絡ください

「郵便物がたまっている」、「昼間でも雨戸が閉まっている」、「不自然な服装で歩いている」、「最近どなり声が頻りに聞こえる」、「普段見かけない人がよく出入りしている」など。

■連絡先 鳩山町役場 ☎ 296-1211 FAX 296-2594

(夜間、休日も含む。ただし、緊急時は警察へ)

■内容が分かっている場合は…

【子どもに関する事】町保健センター ☎ 296-2530 (FAX296-2832)、【障がいのある方などに関する事】役場長寿福祉課 ☎ 296-1241 (FAX296-3390)、【高齢者の方に関する事】町地域包括支援センター ☎ 296-7700 (FAX298-0077) ※いずれも夜間・休日は除く。

# あなたの「一票」で大きく変わる 埼玉県知事選挙の投開票日は「8月25日」です

令和元年8月30日(金)に任期満了となる埼玉県知事選挙を、8月8日(木)告示、8月25日(日)投開票の日程で行います。

県知事選挙は地域課題を解決するための方向性を決める、大変重要な選挙です。あなたの未来のために、ぜひ貴重な一票を投票しましょう。

## ■投票できる方

年齢要件：平成13年8月26日までに生まれた方  
住所要件：令和元年5月7日までに鳩山町に住民登録をし、引き続き町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方

※令和元年5月8日以降、埼玉県内の市区町村から鳩山町に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録

されていれば、鳩山町で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(または「住民票の写し」)を持参することにより、前住所地の投票所で投票することができます。

## ■入場券について

入場券は、はがきで各世帯に有権者全員分が郵送されます。はがき1枚につき4人分の入場券がついています(1世帯あたり5人以上の場合は、はがきが2枚以上郵送されます)。入場券を切り取り、投票所へ持参してください。また、選挙資格があるのに、入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。入場券をなくされた方は、早めに選挙管理委員会へ連絡するか、当日、投票所の受付へ申し出てください。

## ■選挙公報

投票日の数日前に新聞折込されるほか、希望者には郵送等でお届けしますのでご連絡ください。また、役場、東出張所、中央公民館、総合福祉センター、今宿コミュニティセンター、町立図書館にも用意します。

## ■期日前投票・不在者投票

投票日当日、都合が悪く投票に行けない方は、左表のとおり、期日前投票、不在者投票ができます。

## ■開票結果

開票は即日、午後9時から役場3階305・306会議室で行われます(参観を希望される方は下記まで)。投票日の午後10時5分から30分おきに電話で聞くことができます。また、町ホームページでも随時、開票の状況をお知らせします。

【電話】0180-99-4500(※携帯電話等からは利用不可)

【町ホームページ】<http://www.town.hatoyama.saitama.jp>

## ■問合せ 鳩山町選挙管理委員会(役場総務課内)

TEL 296-1214

FAX 296-2594

## 選挙当日に投票ができない方へ

### (期日前投票・不在者投票)

種別	概要
期日前投票	<p>■投票期間 8月9日(金)~24日(土)</p> <p>■投票時間 午前8時30分~午後8時まで</p> <p>■投票場所 役場1階ホール ※入場券が届いている場合は、忘れずに持参してください。</p>
不在者投票	<p>指定を受けた病院や老人ホームで投票</p> <p>申し出があれば、病院や老人ホームなどで投票できます。ご希望の方は、施設の長に申し出てください。</p>
	<p>郵便による不在者投票</p> <p>身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たしている方、または障がい程度が一定の要件に該当すると県知事などが証明した場合は、郵便による不在者投票ができます。</p>
	<p>滞在地の市区町村で投票</p> <p>事前に手続きが必要です。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。</p>

投票区名	投票所	投票区域
第1投票区	大橋集会場	大橋、泉井
第2投票区	亀井農村センター	奥田、須江、竹本
第3投票区	上熊井集落センター	高野倉、熊井(一部を除く)
第4投票区	今宿コミュニティセンター	小用、大豆戸、赤沼、今宿、石坂(石坂一を除く)、熊井の一部、鳩ヶ丘五丁目の一部
第5投票区	公民館石坂分館	石坂(石坂二を除く)、楓ヶ丘四丁目、鳩ヶ丘三・四丁目
第6投票区	鳩山小学校体育館	楓ヶ丘一丁目、鳩ヶ丘一・二丁目、鳩ヶ丘五丁目(一部を除く)
第7投票区	地域包括ケアセンター	松ヶ丘一丁目~四丁目、楓ヶ丘二・三丁目



# 「はあとふるパワーアップ教室」参加者募集中！



このたび、地域包括支援センターでは「はあとふるパワーアップ教室」を開催します。

「足腰が弱くなって外出する機会が減ってしまった」「1日中家の中で過ごすことが多い」「あまり歩かなくなった」「転びやすくなった、転ぶことへの不安がある」「また以前のように自分のことができるよう体力や筋力をつけたい」など、少し元気を取り戻したい方におすすめの教室です。おもりのバンドを使った誰にでもできる体操を中心とした、基本的な体づくりの教室です。

## ■日時【全15回】

① 9月11日、② 9月18日、③ 9月25日、④ 10月2日、⑤ 10月9日、⑥ 10月16日、⑦ 10月23日、⑧ 10月30日、⑨ 11月6日、⑩ 11月13日、⑪ 11月20日、⑫ 11月27日、⑬ 12月4日、⑭ 12月11日、⑮ 12月18日 午後1時30分～3時30分（いずれも水曜日）

■場所 鳩山町地域包括ケアセンター内 地域の交流スペース

■講師 理学療法士等リハビリ専門職ほか  
（はあとふるパワーアップ体操リーダーにも、教室の

- ## 内 容
- ①いきいき元気に過ごすための体づくり講座：ストレッチ、おもりを使った体操（はあとふるパワーアップ体操）の実践
  - ②いきいき元気に過ごすための日常生活講座（食生活など）
  - ③生活の振り返りや話し合いなど

運営にご協力いただいています。）

■対象者 町内在住 65歳以上の方で、原則、介護予防チェックリストにて町の基準に該当された方  
※介護予防チェックリストは鳩山町地域包括支援センターにあります。

■定員 15人（定員を超えた場合は、抽選を行います。）※選外になった場合のみ9月9日（月）までにご連絡いたします。

■費用 無料

■参加申込 参加を希望される方は、9月5日（木）までに地域包括支援センターへお申し込みください。あわせて、介護予防チェックリストをご記入の上、提出をお願いします。なお、地域包括支援センターまで来所し、記入することが難しい場合は、担当者が訪問等にて確認いたしますので、その旨ご連絡ください。

■その他 参加される方の状況に応じて、自宅（自宅近く）から会場までの送迎も行います。送迎が必要な方は、お申し込み時にご相談ください。

■問合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700  
FAX 298-0077

## 第2回認知症普及啓発コラム 認知症早期発見のメリット

今回のコラムでは、認知症の早期発見により得られる「3つのメリット」をご紹介します。

なお、国では、6月18日に認知症の人や家族の視点を重視した共生と予防を軸に、認知症の人ができる限りよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す「認知症施策推進大綱」を取りまとめました。詳しくは、次回以降のコラムで取り上げていく予定です。

### メリット① 事前に準備することができる

症状が軽い段階から認知症について医師と相談することによって、現在の進行状態や今後の治療について医師と一緒に考えることができます。

### メリット② 早期治療で改善の可能性がある

認知症の原因となる病気は様々ですが、早期に発見し、治療を始めることで改善を期待できることもあります。（正常圧水頭症、慢性硬膜下血腫、甲状腺ホルモン異常など）

### メリット③ 進行を緩やかにできる可能性がある

認知症の症状が悪化する前に適切な治療やサポートを行うことにより、その進行スピードを緩やかにすることができます。

■問合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700  
FAX 298-0077